

憲法の言語分析論——シャウアーの研究

——法解釈の方法と憲法の構造 (一)

渡辺

修

はじめに

- (一) 「意思」基準論について
- (二) 道徳的理論と憲法言語
- (三) 「言語と理論」
- (四) 言語と「フレーム」論
- (五) シャウアー理論の検討

おわりに

はじめに。

筆者は、現在、コネル大学ロー・スクールにて研修中であるが、八五年秋学期に、英米哲学界で著名なライアーノンズ教授 (David B. Lyons) の「憲法理論 (Constitutional Theory)」のセミナーに参加し、主として七〇年代以降の憲法解釈の方法に関する論争を学習する機会を得た。ライアンズ教授は、哲学・法哲学の知識を織り込みつつ、法解釈の方法を講義する方法をとったため、大変興味深く勉強することができた。オハイオ、以下、教材のひとつであったシャウアー論文 (Schauer, An Essay on Constitutional Language, 29 U. C. L. A. L. REV. 797 (1982)) を紹介・検討し、今後、この方面的研究を続けていたい（本文中の頁数は、右論文のそれである）。

(1) 「意思」基準論について

シャウアーは、憲法解釈の出発点として、憲法の文面上、"gaps" "great silence" "vague language" "open texture" があるのを、「歴史、政治理論、道徳哲学、"ブリック・ボリューム" 等の領域に頼る必要がある」といふが、あまりに安易に前提されてしまうと危惧する。そこで、例えば、「三五才」と「法による平等の保護」等の文言について、前者が特定しており、後者が曖昧となる基準は何かを考え直してみよう、問題を投げかけている。則ち、憲法の文言を「言語」としてみてみる必要、「憲法の理論」と共に、「憲法言語の理論」を考える必要があるとする（七九八頁）。

II 次に、従来の憲法言語の解釈方法として、「憲法条文の解釈は起草者 (drafters) の明示、默示の意思、又はそれを再構築しあるゝは虚構化してえられた意思と一致しなければならないとの前提」に立つ（八〇五頁）、所謂「意思」基準論 (intentionalism) につき、検討を加えてみる。

この立場に対しても、第一に、アメリカ憲法の批准手続に照らし、original intent とは誰のものを指すのか疑問があるとする。州は、起草者の草稿した言語とともにその「意味」をも批准したのか否か。立法史上、各州が異なる理由で条文を批准していくことが明らかになるかどうか。起草者の「意思」が州に伝わっていなかつたとかどう考えるのか等の問題がでてくる。第二に、この立場の修正として、「起草者が、今日の世界の問題とその文脈とに直面したならば、どのような結果を意思したであらうか」という問題設定をする方法があるが、これについては、「我々の洞察に富む歴史的心理的分析を行つたとしても、概ね回答不能と思われる」とする（八〇五頁注二七）。第三に、「起草者はいかなる結果を個別的に意思していたか」つまり、現に起草者の念頭にあった結果のみを基準とする立場もある（具体的な意思 (specific intent) 基準論。代表として R. BERGER, GOVERNMENT BY JUDICIARY (1977)）。これについては、次のようない批判している。

III シャウアーは、具体的な意思基準論は、ルールの「意味」とその適用の「例」の区別を無視したものとする。ルールの起草にあたり、ルールのもたらす特定の結果を予測するが、そうした結果に限った特殊の命令のリストとしてルールを形成するのではない。「我々は、より一般的な問題を分析し、我々の取扱いたい具体的な事例の底辺にあらじめ統一性を発見する。そして、この一般的統一的な問題を処理できるようルールを定式化するのである。一般的な用

語を用いてルールを定式化することと「言語 자체の性質」とにより、ルールは起草者の描いていた個別的な適用をこえて、時間と空間上更に広がるのである」（八〇六頁）。

四 右の一般的批判に続き、シャウナーは、ルールの意味の適用「例」として、生殖器に電気ショックを与える刑罰は、一七九一年当時起草者が現に念頭に置いていなくとも、修正八条の殘虐・異常な刑罰に入ることは「明白」と指摘する（八〇七頁）。もつとも、何故明白なのかの説明はない。電気イスによる死刑との異同にもふれていない。他方で、シャウナーは、ルールの「意味」と適用「例」の区別論を更に広げて、別の問題を提起している。つまり、新しい適用が、ルールの「意味」の「変遷」をもたらすとする。具体的には、①修正八条の殘虐・異常な刑罰禁止の「意味」は、「苦痛に満ち屈辱的な刑罰（*painful and humiliating punishment*）」のみ禁止するもので、死刑の禁止とは異なるものであったとする（八〇七頁）。しかし、いゝやも、「意味」を越えた広がりを獲得したはずの修正八条の言語が何故死刑を含んでいなかつたととらえることができ、他方で、後になつて死刑を違憲と判断することはルールの適用「例」ではなく「意味」の変遷になるのか、また、苦痛と屈辱という基準が元來死刑を除外していたとする理由は何なのか、は語らない（憲法制定時、死刑が是認されていたという歴史を資料とするのであれば別であるが。だが、シャウナーは安易に歴史に頼らない方法を探求しようとしている）。②意味の変遷の第二の例として、平等保護条項の「意味」は本来人種差別にあり、性・外国人・私生子・富による差別とは異なるとし、③「言論の自由」の「意味」は、「政治的議論」のみ含み、商業用宣伝広告まで含むものではなかつたとする（八〇七頁）。シャウナーは、これらは、「意味」の「変遷」であるととらえている。

但し、②③については、修正一四条、修正一条の「意味」が当初そう限定されていたと解すべき論拠を示していない（そして、これが、現代憲法解釈論争の争点のひとつである。例えば、修正一条の言語は「憲論の自由」とし、「政治的言論」の自由とは規定していない。後者に限定する論拠の説明が必ず必要となる）。にも拘わらず、これを安易に意味変遷論としてまとめてしまふ、以下の論述では、かかる変遷が正当化される理由を説明しようとしているのである。しかし、この語らざりに終えた部分に、シャウアーの論理の弱点が潜んでいいるのである。後述する。

五 他面、具体的な意思基準論批判者中にも、別の形で起草者の意思を正当化根拠とする者がいるし、①一般的用語を用いたことは、起草者が、後の世代に自らの理論による適用を任せた意思を示すと解釈する方法（例えば、D. DWORKIN, TAKING RIGHTS SERIOUSLY, 133 (1978)）②条文こそ起草者の意思を示す最良の証拠であるのべ、条文を尊重すべきことを説く方法（例えば、J. H. ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST, 16 (1980)）を指摘している（八〇八頁）。しかし、かかる意思論によると、憲法の文言は起草者の意思を示すために存在するのであり、意思が判明するのに比例し、条文の意義はなくなるという論理に立つことになる。すると、「条文が条文として権威を有していく」といふべきがなくななる。ところで、シャウアーは、条文と起草者意思との関係を次のように説く。

「起草者の心中をのぞきむ作業やあるいは様々なレベルべと抽象化された、虚構としての意思がどれだけ蓄積されても、条文の権威性が減ずるものではない。条文は出発点であるだけでなく、ある特殊の意味で終着点でもあ

る。憲法言語は、制憲會議がもはや開かれていおらずあるいはジョーモス・マディソンとその同僚が永遠に生きれないから存在しているのではない。条文は起草者の意思と現在の問題の間に介在している。そして、original intent にアクセスし参照することが許される範囲を断ち切り、それにより original intent が条文採用後も残存(persist)する範囲を減じているのである」(八〇九、八一〇頁)。

「」のような意味で憲法条文の権威性を認める」とが、「憲法言語論」の前提であるとしている。

但し、ここでも、起草者意思が条文と並んで権威性 (authoritative) の訳であるが、意味はあいまいである。規範的拘束性を少くとも含むとは推定される)を持つ範囲は「減じ」られるだけで、権威性を完全に喪失する訳ではない——では、何処で起草者意思の権威性が甦るのか、この点に注意しつつ、シャウアーの理論をたどる必要がある。

六 シャウナーは、以上の意思基準論批判を、別の形でまとめている。則ち、言語は、人間の意思活動を示すものである。しかし、条文の意思と人間の思惟とは区別される。条文の権威性は、創り手がこれを権威あるものたると意思したことにももちろん依頼してはいる。しかし、条文は、創り手の心理的状態を参考することなく目的をもちえる。話し手のみが話の意味の唯一の裁定者ではない。「要点は、話者の精神の不毛の探求ではなく、言語のルールである。解釈道具のヒエラルキーの中では、『言語用法の法則 (conventions of language use)』は、話し手の意思より上位にある」(八一一頁)。意思基準論は言語を「暗号」と混同してしまう。「暗語は、話者の伝えようと意思したことから離れて、それ自体が意味をもつからこそ機能してしまる」(八一一頁)。

ただ、シャウナーは、右の立場を所謂 literalist, conceptualist, formalist のアプローチと異なむことを示し、「条文を自己充足的定義を有するもの」とし、あるいは通常の言語としてのべきものには目的を参照することなく解釈しえるものとしてみる考え方は、条文は権威性を有するとの命題からはやしない。多くの場合我々は条文か△田的を抽出する。⁶ また、憲法の性質自体に固有の解釈規範（canons of interpretation）を適用しえる」とする（八二一頁）。

（二）道徳的理論と憲法言語

七 憲法解釈の方法に関する第一の有力な方法は、「道徳的価値（moral values）」が判断基準とするものである。シャウナーは、ドゥオーキンのいう「憲法と道徳理論の融合」（R. DWORKIN, supra, at 131—49）を手掛りに、「我々はいつどの程度倫理につき考慮するのか」、検討を試みようとする。それは「如何に倫理について考慮するのか」という問題設定ではない（八二一頁）。シャウナーは、憲法と道徳とは△の交錯と把えているからである。条文は道徳哲学の白紙委任状ではない。憲法上関連なき道徳と道徳的内容なき憲法上の議論がありえる。従つて、問題は、条文が憲法上関連性ある道徳的理論を△のよろな形で△の程度とりこんでいるのかであるとする（八二三頁、八二四頁）。

八 といふや、シャウナーの△「道徳的理論（moral theory）」の輪郭は定かではない。一般には、実定法に規定かれている以外の社会に内在する「価値」を広く指すと思われる。しかし、シャウナーが道徳と切断して解釈憲法の言語分析論——シャウナーの研究 渡辺

可能な条文乃至言語群の存在を肯定する方法論に立つことには、一応注意しておかなければならぬ。何故なら、シャウアーは言語用法の法則の解明が条文解釈の基準を提供すると考えている以上（六参照）、道徳的価値に頼る方法はひとまず否定しなければならないはずだからである。が、シャウアーは、道徳との交錯、つまり道徳的価値による判断の余地を否定しない態度を示している。では、何處で言語使用の法則は道徳的価値による補充を必要とするのか。我々は、この疑問を留保しておかなければならぬ。

九 シャウアーは、道徳理論を導入する立場のうち、所謂「二元的道徳基準論 (the general / particular theory; Coherent theorist)」には批判的である。この立場は、言論の自由、平等保護、宗教の自由等「道徳的、政治的志向のある憲法規定」について、夫々が自己充足的な個別の政治的、道徳的理論を命むるものとしてではなくて、「憲法に埋めこまれた单一の道徳的又は政治的理論の例乃至より個別化された表現」とみている。「单一の、より高次の、より一般的な原理」から憲法的価値がでてくるとするのである（シャウアーは、かかる立場に立つ者として、David Richards, John Hart Ely, Ronald Dworkin を挙げる）（八一五頁）。この方法によると、まず各規定の吟味から一般理論が構築される。条文は ladder としての役割を果たす。しかし、一般理論が構築されると、今度は個々の条文の根拠なしに特定の権利を導出することができる。プライバシーの権利、「旅行の権利」等がこれにあたる。

シャウナーは、この方法のアピール力として三點を指摘する。①憲法の解釈にあたり、条文だけでは不完全であるとの直観的感情に訴えるものがある。②諸事情の変化に対応し、個別の適用だけでなく一般原理もまた変化しな

ければならないとの認識を反映している（八一六頁）。③条文は、一般的な道徳的政治的理論を解釈する素材とみているが、条文で明示されている個別的価値を統合しなければならない。が、その作業により一般理論は条文 자체の命令するものであると構成しえる（八一五頁）。

一〇 しかし、シャウアーは、右方法論は誤りであるとする。

①第一に、個別・具体例の集合から正確に抽出できる一般理論は、ひとつだけであると前提にしている。これは、科学に於る the principle of underdetermination theory を無視している。つまり、個別の例、観察、事象に対しではこれと等しく一致しえる理論が一以上存しえる。憲法規定についても、異なる一般理論が現に多数ある。しかし、条文自体がいすれの理論をとるか決定していない以上、憲法自身によりその理論を正当化しえない（八一七頁）。

②第二に、一般理論構築上参考すべきものが、個別規定の中から選択されている。この選択は、一般理論と個別になされているとの前提に立つ。しかし、「我々の選択は、我々が何をもっとも重要と考えるのかによって行なわれる。我々が何をもっとも重要と考えるのかは、*pretextual* である」（八一九頁）。また、憲法規定全てに基礎を置かない限りは、右の選択の過程は、価値中立的たりえないのである。現に、この立場では、修正一条、適正手続、平等条項、修正八条、選挙権拡大関係の修正条項が一般に選択されるが、イリイは、憲法の多数者支配主義規定に注目し、ドゥオーキン、リィチャーズは、個人の権利と多数者支配に抵抗する側面に注目して異なる理論を導いている（八一八、八一九頁）。

③第三に、憲法につき「個の理論を樹て、これで全てを説明しようとする前提に対し、「多元的道徳基準論

(ethical pluralism)」がありえると指摘する。則ち、

「もし、現実をより正確に反映するものとして、多元的道徳を承認したならば、表現の自由、公正な手続、平等その他はそれ自体究極的で他に還元されえない主要な価値であって、他に統一的関係をもつては当然にはいらないことになる。もしこれが正しいのならば、我々はこうした価値を結合する必要はないし、その間のギャップを埋める必要もない。根本の原理につき多元性があるとすれば、一定の事例でそれらが衝突する」とあるのは当然である。多元主義者はこれを否定しようとはしない。しかし、衝突を解決しえる、より高次の理論の存在は否定するのである」(八〇一頁)。

シャウアーは、「条文は個別に分離して規定されており、憲法の半影論という空虚な理論を除けば、統一原理は明示されていない。」¹⁾ こうした条文配列は多元的道徳主義の体现と考えられるとの認識を持ち、それゆえ、一元的道徳論の側は、「統一性よりも多元性を示唆しているかにみえる憲法条文の構造」にも拘わらず、多元主義が謂りであることを示す举証責任があるとする。(八〇一頁)

III 「言語と理論」

——シャウナーは、独自の言語論展開に先立つ、ルーオークンの有名な「concepts / conceptions」区別論(R. DWORKIN, op. cit, at 131—149)を検討してゐる。シャウナーは、これを「意味」への多様な「濫用」であるば、concept の意味を説明する特定の理論としての conception と理解する。「concept など、その定義には

理論の参照を要するが、いずれの理論も唯一正確な定義を与えないものである」（八二一三頁）。かかる意味での concept は、相対立する conception があるにも拘わらず、「一定の意味」を保持していなければならない。シャウナーは、この意味を示す格好の材料は「例」であるとする。例えば、一九二七年のニューヨークヤンキースが、「本質的に争いのある概念」たる「偉大な野球チーム」の「例」であるとすると、投手力はニューヨークヤンキーがより強いが打撃力が弱いチームと、その逆のチームのいずれが、「偉大な」チームといえるのか判定する材料があることになる。つまり、「概念 자체は争われているが、実例の存在により確固とした意味の核心があるので、意味を有している。実例の存在によって、概念の形なり外縁の範囲なりについての論議ができるようになるからである」（八二一三頁）。

では、翻つて、憲法上の concept、例えば、「言論の自由」についてはどうか。シャウナーは、何ではある種のディレノマがでてくる事情をいう説明をしてくる。

「政府批判の出版に関して新聞編集者を自由刑に付することは、言論の自由の侵害の実例になるであろうか。我が『言論の自由』の意義の本質的特徴は事前抑制に対する嫌悪にあると理解したならば、これは例とはいえない。また、対話を通して個人が自己表現することを典型例と理解していたとする、やはり上記の実例は例とはいえないくなる。つまり、一般的合意なくして実例の確定を行うには、一般的理論によらなければならず、他方、実例がないときには、特定の一般理論乃至 conception が当該の concept に関連しているのかいかないのか発見は困難である」（八二一四頁）。

—— シャウアーは、この困難は「言語用法の法則」が解決するとする。つまり、そもそも一定の言語は、理論を参照すべしとは理解する」とはできないのである（これを“theory-laden-word”と言ふ）。憲法上の「言論の自由」等といった言語である。ただ、これは、「用語の使用が理論の発展に先行してしなひ」、言語が理論を俟たずに、条文中権威性あるものとして存在している点に特異性がある（八二四頁）。しかし、そうであるから、なおも、次のように言えるのである。則ち、

「用語が条文中に現存し除去不能であることは、その使用されている用語に内容を与える理論（a theory that will give content to the terms used）の発展を命令するものとしてうけとめられなければならぬ。」（P）や意義があるのは、この命令は、憲法文書の起草者の個人的意思や精神状態から由来するのではなく、むしろ言語用法を統轄する法則、言語の使い手の意思と関わりなく機能する法則からでてくることである（八二五頁）。

—— では、シャウナーのいう言語の法則あるいは、そこから導き出される「理論」とは何なのであらうか。彼は、これを理解するのに役立つと思われる、四つの手掛りを与えてくる。①「哲学者は一般に次のように論じている。もし話者がPと述べ、Pが論理的にQを伴つものであるならば、話者はQについて考えたこともなくQをいう意志が全くなかつたとしても、Qに対してコミット(commit) してしまふ。」②法学术用語にも、同一の法則が妥当し、「私が『法の下の平等』等の用語を用いた場合、その語が一定の理論なしには意味が不完全となるとき、この理論の incorporation (及び必要などとはその創造) についてもPを“もつてした」といなる。」③「『言論の自由』『合衆国市民の特権及び免責』等の theory-laden language の使い手は、用語の選択自体により一定の理論

の構築の権限を与える、そしてじゅした理論にコマットやるいんを示しているのである。いのとく、用語の使い手が、そのようなコマットを意味していたか否かは問題とならない。これは、いはばゲームのルールの一部そのもののなのである」。最後に、④「理論は変化するものである」とも前提にするなり、我々は、theory-laden terminology の使い手を、理論に内在する変化の可能性にもコマットやるいんがやる（八二五、八二六頁）。

以上の四つの手掛りは、何を明らかにしえるのであらうか。①の「論理」は、②③の「理論」、④の「理論」の「変化」とどう整合するのであらうか。じゅした疑問の吟味は後に譲り、シャウアーの「言語→理論」論を知る、別の材料を見てみよう。

一四 シャウアーは “theory-ladenness” には二つの形態があるとする。ひとつは、「弱い意味」のそれである。例えは、「昼食」、「時間」、「場所」、タクシーを「呼びとめる」、手紙を「送る」等の用語については、用語理解に必要な、従って用語の前提とする「理論」は、右日常用語の一部となつてゐるとする。今ひとつは、「強い意味」でのそれである。この例を示そう。「野球を知らない人に対しても『ホームラン』とは何か説明するには、野球についてかなり説明しなければならない。しかし、野球選手が別の選手と話していくとやむ、「ホームラン」を theory-laden と描くのは奇妙であろう」。いま、用語の意味を理解するためには、「用語が用いられてゐる会話の領域 (domain of discourse) の外に出でるやしない場合」をふう。同じく、「人身保護」等の用語が「日常会話」で使われるときには、「強い意味」の theory-ladenness となる。「これらの用語は、通常の会話の領域外にある理論を前提にしているからである」（八二七頁）。

一五 シャウアーは、以上は憲法用語に もそのままであるとする。

①大統領年令に関する「三五才」の用語は、年令決定の理論を前提にして いるが、これは「強い意味」で theory-laden ではない。何故なら、「この領域内の話の参加者全員 (all participants speaking within the domain) が認識している」とは明らかであるからとしている(八二七、八二八頁)。但し、詳細は後に譲るが、このやの「話の参加者」や、これを画する「領域」が何なのかは、全く不明であることを付記しておく。

②「人身保護」、「議会」、「憲法修正」や「三五才」と「同じ」とする(八二七頁)。

③しかし、「辯論の自由」、「法のもとの平等の保護」は『人身保護』、『議会』とは異なる。これは、我々を法的領域の範囲から、道徳的、政治的領域へと迫いやるからである。従って、これは「強い意味」の theory-laden であるとする。

④シャウナーが、以上の考察から抽出する結論は唐突である。「以上の理由により、用語がその使われる領域内では意味を欠く場合に、これを用する」とより、使い手は、他の領域であらわれてきたり、与えられたりする意味全てについても、何事かやせられるとになるのである(八二七、八二八頁)。

(四) 用語 = 「ハーネーム」論

一六 だが、右のように憲法用語を theory-laden みると、用語は「理論」自体の探求には何等指針を与えないものにならないのか。従って、用語としての条文には、意義を置かない」とにならないか。シャウナーは、当然に

予想される」の疑問に対し、次の答えを用意している。

「憲法言語は、理論の発展について、これに方向付をすることなしに、その制約をすることができる。又は、理論建設の範囲を設定しえる。憲法言語は、我々がいきすぎている場合には、いきすぎた」とのみ、それ以外の「ことによれることなく指摘しえる。つまり、『それは意味されていない』との叙述は、必ずしも、『では、それは何を意味するのか』という反応を生じさせない。私は、一定の用語が確実に何を意味するのか知らなくとも、何を意味していなかがの一部を知りえるのである」（八二一八頁）。

憲法言語とは、こうした意味で「絵のないフレーム」、「何も書かれていないキャンバス」なのである。「キャンバス自体は、何を描くべきかの指針とならないが、我々はいつその端から落ちてしまふかは知る」ことができる「のである」（八二一八頁）。

一七 だが、theory-laden terms である言語が、「フレーム」を構成しているのに、何故、フレームとしての機能を果たしえるのだろうか。シャウナーも、この疑問を当然とする。何故なら、「我々は、言論の自由を黒の腕章や油絵に拡大することは、躊躇しないからである。しかし、いずれも、通常の意味での『言論』ではないのである。更に、我々は、舌に穴をあけることが広く行なわれているとき、この普遍性は、刑罰が言語の通常の意味に於て『異常』であるとの認定を妨げる」ととなるが、にも拘わらず、これを修正八条に反すると判断するのにほどんど困難はないであろう」（八二一八頁）。

では、シャウナーの言語＝「フレーム」論は、具体的には、どのように「理論」を制約しえるのか。彼は、「我

々は、言語の限界に関する我々の感覚の中に、極めてラフであるが理論以前の理解を、ある程度 incorporate している。例えば、交通規則違反に対し去勢を刑罰として科すのは言論の自由の原理を侵害せず、また、大統領批判につき一ドルの罰金を科すのは、残虐かつ異常な刑罰禁止に反しないのは、ほぼ理論以前のことといえる」と述べている（八二九頁）。

しかし、これでは、結局、自らの言語＝「フレーム」論が何等有意義な役割を果たしえないと自認する」とにならう。では、シャウナーの「憲法言語の理論」とは、そもそも何であったのであらうか。この点を、もう一度ふり返ってみたい。

（五）シャウナー理論の検討

一八 現在、アメリカ憲法学は法解釈の方法（従つて司法審査の限界）を巡り大きな論争の渦中にある。第一の論点は、司法審査と代表民主制の矛盾をどう克服するかという問題である。則ち、国民が選挙で選んだ議会が法律等を通して表明した価値判断を、政治的責任なき（連邦裁判官につき選挙で選出されていないという意味で）司法部がその当否を判断することは、民主主義に反しないかという疑問である。別言すれば、アメリカ「民主主義」を憲法次元でどのように理解するのかという問題が、従来の古典的な多元的民主主義論の克服という政治学上の議論と併行しつつ、提起されているともいえる。⁽¹⁾⁽²⁾

これに対しては、さしあたり、①自由な市民の自由投票の保障を中心に民主主義を考える古典的多元的民主主義、⁽³⁾

②連邦最高裁の違憲判決と議会の対応との弁証法は、憲法創造の民主主義性を現す立場 (structural amendment 論⁽⁴⁾)、③代表の「国民代表」性を厳格に解し、政治的プロペラの国民各層（従って「少数者」も含む）の利益を正しく代表する義務を肯定し、同法の役割を「」の義務違反の監視に求め、民主主義との調和をはかる立場 (participation-oriented, representation-reinforcing approach to judicial review)⁽⁵⁾、④更に一步進め、政治的プロペラに於ける利益の公正な代表をもたらす、市民が政治的プロペラに参加するのに必要不可欠な物質的・経済的な条件の保障、政治的プロペラの outcome の一定の配分体制を反映する立場 (実体的民主主義と異なる立場⁽⁶⁾) だる、凶々の議論がふみ出る。

- (一) 政治学に於ける民主主義論の変遷を概観したる論文⁽⁷⁾ Greenstone, Group Theories; in F. I. GREENSTEIN / N. W. POLSBY, ed., MICROPOLITICAL THEORY, 243 (1975); Kransner, Approaches to State: Alternative Conceptions and Historical Dynamics, 1984 COM. POL. 223.
- (a) 憲法の解釈論争と民主主義論の關係⁽⁸⁾ も「」あるべく、スルツク Rehnquist, The Notion of a Living Constitution, 54 TEX. L. REV. 693 (1976).
- (b) 制度的やせだらが生じたるが如きに入れる解説がある。Bork, Neutral Principles and Some First Amendment Problems, 47 IND. L. J. 1 (1971).
- (c) Ackerman, Discovering the Constitution, 93 YALE L. J. 1013, 1051ff. (1984).
- (d) J. H. ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST, 77ff (1980).
- (e) Michelman, Welfare Rights in a Constitutional Democracy, 1979 WASH. U. L. Q. 659, 673-679.

一九 シャウアーは、直接にはこの論点にはふれていない。ただ、「夫々の解釈は条文のいすれか特定の部分そのものから抽出されたが、又は条文のその部分の正当性ある一定の解釈から、抽出されなければならない」とし、また、「条文に特定化された価値は、多かれ少なかれ夫々分離されたものである」とし、一〇③で述べた多元的道徳基準説に立ち、「条文上特定された価値は、かかる特定なき価値に対し *textual preeminence* を有している」とする(八三〇頁)。また、これをまとめ、*“horizontally clause-bound”* と称している。かかる解釈の条文、被拘束性を肯定する議論は、実は、間接的には右の民主主義論争に答えているともいえる。つまり、国民の代表たる制憲会議と州議会の批准を経て制定された憲法の条文こそ、国民の意思として保護すべき価値をもつとも明確に表わしているのである。従って、条文を正しく適用すること——これに反する法律を違憲とすることは、正に民主主義の実現になると論じえる。かかる意味で、条文拘束性論は、民主主義との矛盾回避の役割を持ちえる。

もっとも、法解釈論争に参加する論者は、少くとも適正手続、平等保護、修正一条等いずれかの一般条項を自己の主張の条文上の根拠とするのが一般であり、その限りでは、右の条文拘束性論は、シャウナー特有のものとはいえない。そこで、次に、実質的には何を解釈の基準とするのかについて問題とする必要がでてくる。

二〇 法解釈方法の論争の第二の論点は、条文の文言に明示なき「価値」(これは利益、人権、政策、原理を含めている)を憲法解釈によって導き出す場合の判断基準如何にある。⁽¹⁾ 大雑把には、次のような基準が指摘されている(ふうまでもなく、)の基準は、民主主義との緊張をどう克服するかという課題を反映したものである)。

①憲法条文の明示する「価値」、②条文の明示的価値の合成により組み立てられる憲法の「構造」といふから抽出

<別 表>

interpretivism (「条文解釈」中心主義)	textualism (「文理」基準論)	strict textualism (厳格な「文理」基準論)①
	intentionalism (「意思」基準論)	moderate textualism (ゆるやかな「文理」基準論)②
	noninterpretivism (「価値発見」中心主義)	strict intentionalism (厳格な「意思」基準論)③
noninterpretivism (「価値発見」中心主義)	intentionalism (「意思」基準論)	moderate intentionalism (ゆるやかな「意思」基準論)④
		実体的価値⑤
		一元的道德基準論 多元的道德基準論⑥
		プロセス的価値⑥

※右端の数字は、本文の判断基準

しべる価値、③Framers が個別的・具体的に考えていた価値、
 ④Framers に対して新しい現代的問題を提起したないばどう答
 えたであろうかという意味での擬制的意思、⑤conventional
 morality 等条文外の実体的価値、⑥代表民主主義の政治的プロ
 セスの実質化等のプロセス的価値。⁽²⁾
⁽³⁾

以上の解釈方法を整理すると、例えば別表のように分類する」と
 ができるよう。⁽⁴⁾但し、シャウナーを含め、各学説を別表のどんに
 分類するのかは、各説をどう分析しどこに着目するのかにより違
 つてくる(シャウナーは、ドゥオーキン理論を五では「ゆるやか
 な『意思』基準論」として、九では「一元的道德基準論」として
 位置づけている)。従って、この分類は、「応の目安にとどまる。
 シャウナーについても、条文の言語に内在する法則にのみ解釈基
 準を求めた点では、「厳格な『文理』解釈基準論」に属するが、
 結局、次の分析で示すように、内容不確定の「理論」なる概念に
 よる言語の意味補充を求めた点では、「『価値発見』中心主義—
 実体的価値」のラインに入るといえる。

- (一) 証題の概観として、Grey, Do We Have an Unwritten Constitution? 27 STAN. L. REV. 703 (1975).
(二) グリーンウォルト、アーヴィング。Greenawalt, The Enduring Significance of Neutral Principles, 78 COL. L. REV. 982, 1017ff. (1978).

(三) 通説批評の範囲は「アーヴィング」、「グリーンウォルト」次の論文が参照された。Grano, Judicial Review and a Written Constitution in a Democratic Society, 28 WAYNE L. REV. 1 (1981).

- (4) ブレスト、Brest, The Misconceived Quest for the Original Understanding, 60 BOSTON. U. L. REV. 204, 204—205, 222—223, 237 (1980); Perry, Interpretivism, Freedom of Expression, and Equal Protection, 42 OHIO S. L. J. 261, 263—265, 275—276, 280—281 (1981); J. H. ELY, op. cit. 1—9, 43—48 参照された。

111 さて、ハーバード、通説の vocabulary と syntax のどちらの plain meaning を確定すれば「厳格な『文開』基準論」なりか、「条文規定を構成する語の文理的意義によってだされを適用すれば」は通説用法を統轄する法眼を詰解するのやあれ」を批判するの壁立だぜ、「条文の adopters の所属する社会の構成員がその規定が命ねるる文理解してした田的」乃至「規定が実現を求めたやめの文開される田的」を考慮すれば「全くやがた『文開』基準論」を承認するか (Brest, supra, at 206—207)。ただ、通説の判断は別にして、通説の国語的なやがての平易な意味全体を一起の「僵直」を体現してゐるやあれ、かかる厳格な国語文法的意義確定による「僵直」を解釈の基準とする立場は一応納得やあむ。やへらむ、ヨーロッパから来る考え方 Literalism と定義し、「著名な憲法理論家」の間では誰もいふことないハーバード (Perry, supra, at 280)。だが、この点にハヤウアーヴィングの考へてこぬのやあゆのか。

シャウアーは literalism や④「憲法用語を通常の言語として定義する」と又は、②「条文は我々の問題全てに對して明瞭な解答を提供するとの觀念」の両者を「うへ」「」の意味で「 formalism / conceptualism 」と特徴・欠陥を共有するとしている。そして、典拠として H. L. A. HART, THE CONCEPT OF LAW 126 (1961) を引用している(八一―頁注六一)。語の定義をどうするのかは各人の自由であるが、やはり④とは明いかに矛盾しよう。①の意味では、語の通常の意味に含まれない価値は全て憲法的価値ではないからである。解答なき問題をむしろ予定している。②の立場は、すでにモナハンが憲法の perfectionism として総括的に批判しているが、むしろ、彼は「」れど、「価値発見」中心主義の前提と位置づけられる(See, Monaghan, Our Perfect Constitution, 56 N. Y. U. L. REV. 353, 357—358, 395—396 (1981))。次に、下の問題に對する formalism / conceptualism は plain case とする一定の特徴のみをルールの一般用語適用の条件として、これに該当すれば、その事件の他の特徴や社会的的的を顧慮せず、ルールを適用する方法をいう。ルールが当然に適用される plain case かの一定の特徴を抽出する操作が入る点で、①と異なるし、また、この手法が当然に②となるものではない。④の意味での literalism を批判するのに、ハートを引用するのは、『スリーティングではないか。最後に、本文六に於るシャウアーニュの literalism 批判は、②の意味のそれに対する批判たりえないだけでなく、むしろ、条文に内在する「目的」又は「解釈規範」で全ての問題への解答を考えると理解しているとも伺われる。その意味では、むしろ同一方向を示唆しているといはならないが。

111 シャウアーリー説をもう少し細かく検討しよう。まず、言語の存在自体が予定する「理論」なる概念の意義が問

題となる。

(1) 一五で我々は、同じ憲法上の用語であり、〔11五才〕、「人身保護」、「議会」、「憲法修正」は、「辯論の自由」、「法のもの平等」と異なり、「弱い意味」や theory-laden であるとの区別を出した。だが、例えば、「議会」なる語の使用が、上院・下院の区別、権限、議員の資格等の詳細に關する「理論」を当然に伴うのなら、

憲法一条は “All legislative powers shall be vested in a Congress of the United States” とやえ規定すれば足りたはずである。しかし、憲法上は、細かな規定を置かねば、言語の意味解明ができないと考えられたのである。しかし、シャウアーは、一方で、そうした「議会」なる言語であつても、「〔11五才〕なる言語についてと同程度に容易に理解する力をもつ「会話の領域」の「参加者」が存在してゐる」とを認めつつ、他方で、この同じ「参加者」が、「辯論の自由」については、「法的領域」以外に意味解明の「理論」を当然に求めねばならないとしているのである。両言語の区別の決め手となるのは、「会話の領域」の性質である。ところが、「会話の領域」の区別は一四の「ホームラン」の例の示す如く主観的相対的である。「野球」を知るか否かが基準となるのである。「議会」と対応させると、「三権分立」について知るか否かが基準となるのだろうか。野球選手にとって、「ホームラン」が「弱い意味」なのは当然である。既に、「野球」の存在は、前提になつてゐるのである。あるしも、他方で、人身保護は、日常会話領域では当然に「強い意味」で、法的領域では「〔11五才〕と同じく「弱い意味」となるとやられている。では、主観的要件と領域論とは、どう関わるのか。様々な疑問が尽きない。

(2) では、「弱い意味」・「強い意味」論は、いかなる意味を持つのであるか。第一に、「〔11五才〕の語と同じ

く、日常会話でも前提とされるような「理論」で言語の意味解明をする範囲を拡大するいふ、つまり、日常用語法による憲法言語の意味の確定を先行させると、それにより、言語解釈の飛躍を抑制する」とを、求めているのやあらうか。しかし、一七が示すように、シャウアーは、「言論」に腕章・油絵を含める」とには「躊躇しない」のであり、舌の刑は「異常」の語を充足しなくとも修正八条に当然に反するとしている。修正八条も「強い意味」に属すると考えているからである。しかし、「残酷で異常な刑罰」が、日常会話「領域」で一定の「理論」を考えられない理由は、不明である——四でみたように、死刑ほど普遍的なら、日常会話としては、修正八条に反しないともいふ。この分析なく、答えのみ示されている。しかも、「強い意味」で theory-laden である言語は、その日常会話的な平明な意味を全く無視して意味を獲得するのである。

第二に、むしろ、逆に、「理論」なる概念の妥当範囲の拡大を考えているとみれる。だが、四②③で示されているように、平等保護は当初は人種差別禁止という「理論」に立っており、その後、「意味」の「変遷」又は一三④にいう理論の「変化」があつたと解している。しかし、修正一四条にかかる限定した内容を与える根拠は、通常、「歴史」的経緯が起草者の意思に求められている。シャウアーの「理論」は暗黙にこうした材料を吸収していることにならないか。同じく、「言論の自由」も政治的言論のみの保護という「理論」の「変化」として理解していると分析できる。この政治的言論限定論の典拠として、例えば、ボーグを引用している（八〇七頁注四11）。ところで、ボーグ自身は、その根拠を「代表民主主義」という「憲法の全構造」に求めており、「政治的言論の自由は修正一条がなかつたとしても推論でき、また推論されねばならない」としていふ（Bork, *supra*, at 23）。しかるべく、

シャウナーの「理論」とは、条文と離れた憲法の「構造」的価値をも含むことになるのではないか。そして、前に留保した道徳的価値（八参照）もが、この「理論」の中にくみこまれることになるのではないのか（一五③④参照）。「理論」は、限りなく膨張することになる。

(3) むろん、シャウナー自身も一三で、言語の「法則」は、哲学に於る「論理」的結合と同じであるとして、一定の限定を課そうとはした。しかし、「言語→理論」の結合に於ては、「理論」は不確定の無数の要素を含む」とが明らかになってきた。論文冒頭で、シャウナーは、法学用語の特殊性に触れて、「会社は損害の責に任ずる」との法的叙述は「会社」についての「法大系」を前提にしていると論じていたことも、ここで指摘しておこう（八〇二頁）。言語としての「会社」は、会社に関する法的諸関係を全て包含しているのである。

ところで、一〇でシャウナーは、一元的道徳論を批判した際、一の事例はこれを説明しうる複数の一般理論のあることを指摘していた。とすると、一の法律言語、例えば「言論の自由」の意味補充のための「理論」も複数存在しえることを自ら承認せざるをえまい。どの「理論」が妥当かは、条文・言語により決定しえなくなる。シャウナーは、憲法解釈を文芸批評に比して、「唯一の正しい解釈」ではなく、「条文が正当化する解釈のひとつ」を求めるものであるとの説明をしているが（八二九頁）、それは他説に向けた批判の方法が自説に及ぶのを回避する口実としか映らない。

シャウナーは一三④で、用語の選択は、「理論」の「変化の可能性」の承認でもあるとした。その変化について、彼は、水にうかべたまま自らの板を材料としつつ再建しなければならない船に例えて、こう述べている。「憲法の

憲法言語については、the enterprise・自体が浮いてゐる限り、現在の conception が条文の通常の言語的意味と密接に関連していなければ、非難されない」（八二一九頁）。

これに加えて、「強い意味」の theory-laden の場合、憲法言語が意味補充のための「理論」を求めて向かえる「領域」に限定はないといふしてある。シャウアーは、自らこれを“vertically open”とし、「条文に述べられてゐる価値に関して完全な理論をひき出しうる源泉については、言語自体がこの理論に置く直観的、前理論的な制約を除けば、何等制約をおかない」としている（八三〇頁）。いわゆる言語の制約も一七で明らかのように無内容であり、シャウアー自ら「これは、現実の事件のほとんどに於て全くといっていいほど役に立たない」とことを認め るものであった（八二九頁）。

ここまで拡大された「理論」と言語とを接着するものが、「論理」であると説明することは、もはや説得力を失う。

(4) シャウナーは、「歴史、政治理論、道徳哲学、パブリック・ポリシー」に安易に解釈基準を求める」とを戒め、条文の条文自体としての権威性を確認し、言語固有の意味の分析を通して、「憲法言語の理論」を確定すること、これを規範的解釈基準とすることを求めていたはずである。そうであるからこそ、具体的な意思基準論に立ち、歴史分析から修正一四条の解釈を試みたバーガーに対し、「歴史を素材として参考する」とは、永久に権威を持つ憲法の条文上、命令も暗示もされていない」と批判したのである（八三一頁）。だが、言語の分析から、シャウナーは、不定形で不確実な「理論」なるものを導き出した。このため、上記批判にすぐ続けて、「しかし、条文は歴史を参照する」ことを要求していないが、これを必ずしも禁止してもいいないのである。条文は我々が理論を提供する

とを要求している。そして、歴史はそのひとつ可能な源泉である。但し、唯一の可能な源泉ではない。同じ」とは、道徳哲学、政治政策その他の価値の源泉についてもあてはまる」（八三一頁）と述べざるをえなくなるのである。

シャウアーは、「言語」に光を照射しながら、光の部分の意義よりも、影の部分——「理論」に注目しそぎた。この結果、「言語」は、暗黒の「理論」の中に埋没してしまうことになる。実像としての「言語」は、幻となってしまったともいえようか。そして、そうであるが故に、シャウアー理論は自己崩壊してしまるのである。

二三 では、シャウアー理論の検討は、我々に何を教えるのであらうか。ひとつは、法解釈はもつとも単純な作業から、つまり、言語の日常用語的、国語文法的な意味の確実な把握からはじめるべきこと、ではなかろうか。言語の影ではなく光の部分を正しく分析すること、従って、「厳格な『文理』基準論」を、法解釈の出発点とする事である（もちろん、これのみを基準とするのではない）。そして、その際、「言語は、限界を画するが、命令まではしない」こと（八三〇頁）を、確認しておかなければならない。つまり、憲法の言語は、その平明に意味すること全てを包含しているのであって、この全範囲に規範的拘束力が与えられる。と同時に、言語的意味を越える価値、あるいは、これを制約する価値は、いずれも言語に内在する「命令」とは理解しえないのである。その正当性は、言語の影の部分に求めていかざるをえなくなる。我々は、解釈が、言語の厳格な解釈なのか、それを越えた影の部分の解釈なのか常に区別しつつ、考察を進めなければならないのである。

では、影の部分の解釈の正当性は、どこに求められるのか。この課題に対するシャウナーの「理論」概念は、自

己崩壊している。とすれば、この点は、それにふさわしい素材の検討によって、解決するのが妥当であろう。その意味で、右課題を将来に残しつつ、本稿は、ひとまず閉じることとしたい。

おわりに

筆者の専攻する刑事訴訟法は、日米法いずれとも、憲法解釈論を重要な内容とする。従つて、アメリカ憲法学の論争は、直ちに刑訴法分野に影響を与えるものであり、我々としても興味深いものがある。また、法解釈の方法論、争でもあるという意味で、専攻を越えて注目せざるをえない。然も、論争は、哲学、民主主義論の現代的展開を反映しつつ、進んでいる。ライアンズ教授がセミナーの課題としたのも、この辺を考慮してと思われる。その意味では、この論争は、現代アメリカ法を知る好個の分野ともいえよう。本稿は、そうした課題意識による研究の第一歩である。無論、未熟な筆者にとり、こうした研究が無謀なる冒険であることも自覚している。しかし、神戸学院大学法學部に於る学問を中心とする厳しい雰囲気をつくられた大隅先生、石本先生の御退職にあたり、残る我々若手のお答え申し上げることのできるのは、未熟を反省しつつも学問の高みに向かう姿勢でしかない。そのような意味で、両先生の御退官記念論集に、拙い小稿を載せて頂くこととした。

(一九八六年一月一六日、コーネル大学ロー・スクール図書館にて脱稿)